

資料 80-1

特定信書便事業の許可について

(諮問第1227号)

(公印・契印省略)

諮問第 1227 号
令和 4 年 6 月 28 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮問書

NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社(代表取締役 藤代 正司)ほか4者から、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

当該申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。よって、同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和4年6月28日
総務省

1 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 NXキャッシュ・ロジスティクス(株) (東京都千代田区)	500万円	貨物運送業 (688億円) (注4)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 日本全国	【1号役務】 既存顧客の支社等を巡回するサービスを見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和5年 1月1日
2 戸田ビルパートナーズ(株) (東京都江東区)	1億円	建設業 (154億2,704万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)	【1号役務】 新規顧客本社と事業所を巡回するサービスを見込んでいる。	令和4年 10月1日
3 太陽急配(株) (愛知県名古屋市中)	2,730万円	貨物運送業 (17億1,636万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 静岡県	【1号役務】 既存顧客の当社及び支社を巡回するサービスを見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和4年 8月21日
4 (株)ゼロ・プラス中部 (愛知県名古屋市中)	1,000万円	貨物運送業 (43億7,009万円)	○			【1号役務】 静岡県、愛知県	【1号役務】 既存顧客の当社及び営業所を巡回する役務を見込んでいる。	令和4年 7月1日
5 オーティティーロジスティクス(株) (大阪府高槻市)	5,000万円	貨物運送業 (87億4,746万円)	○			【1号役務】 大阪府、京都府、滋賀県、 兵庫県、東京都、神奈川県、 千葉県、埼玉県、栃木県、 群馬県、長野県、富山県、 石川県、静岡県、愛知県、 三重県、岡山県、鳥取県、 島根県、福岡県、熊本県、 大分県、佐賀県	【1号役務】 既存顧客の事業所を巡回する役務を見込んでいる。	令和4年 10月1日

※注1: 直近の決算年度における額を記載。

※注2: 直近の決算年度における額を記載。

※注3: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

※注4: NXキャッシュ・ロジスティクス(株)(以下「NXCL」という。)は、日本通運(株)(以下「NX」という。)を分割会社、NXCLを承継会社として、NXの警備輸送事業に関する権利義務を令和5年1月1日承継する予定であり、NXCLの前年度売上高はNXの警備輸送事業部の令和3年1月～12月の売上高(試算)を記載。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	NXキャッシュ・ロジスティクス(株)			1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
2	戸田ビルパートナーズ(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
3	太陽急配(株)	3号	3号	1号	1号	【1号】 郵便受箱への投函又はメール室への配達 【3号】 対面交付
4	(株)ゼロ・プラス中部	1号		1号	1号	対面交付又はメール室への配達
5	オーティーティーロジスティクス(株)			1号	1号	郵便受箱への投函又はメール室への配達

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	NXキャッシュ・ロジスティクス(株)			
2	戸田ビルパートナーズ(株)			
3	太陽急配(株)			
4	(株)ゼロ・プラス中部			
5	オーティーティーロジスティクス(株)			

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:千円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益(注1)	当期純利益(税引前利益)(注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他(業務委託費等)		
1 NXキャッシュ・ロジスティクス(株)	初(12ヶ月)								
	翌								
2 戸田ビルパートナーズ(株)	初(6ヶ月)								
	翌								
3 太陽急配(株)	初(7ヶ月)								
	翌								
4 (株)ゼロ・プラス中部	初(12ヶ月)								
	翌								
5 オーティーティーロジスティクス(株)	初(6ヶ月)								
	翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(4) 資金計画 (委員限り)

(単位:千円)

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	NXキャッシュ・ロジスティクス(株)(注3)			
2	戸田ビルパートナーズ(株)			
3	太陽急配(株)			
4	(株)ゼロ・プラス中部			
5	オーティーティーロジスティクス(株)			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社ほか4者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第34条において準用する法第8条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受け箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されていること等から、秘密を保護するため適切なものである。 (業務委託予定申請者2者)	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適

<p>役務内容が法に適合していること。</p>	<p>申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。</p>	<p>適</p>
<p>委託</p>	<p>信書便の業務の一部を委託する方法が、自ら当該業務を実施する方法よりも経済的であるという特別の事情が認められる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者への再委託の禁止が規定されている。 (業務委託予定申請者2者)</p>	<p>適</p>

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
<p>資金</p>	<p>事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。</p>	<p>適</p>
<p>行政庁の許可等</p>	<p>NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社を除く申請者は事業を営むために必要な許可等を取得済みである。 NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社は、一般貨物自動車運送事業の許可を申請中であり、また、貨物軽自動車運送事業経営届については、許可取得直後に提出することとしている。同社への許可については、一般貨物自動車運送事業許可の取得及び貨物軽自動車運送事業経営届提出後に信書便事業を開始することを条件とする。</p>	<p>適</p>

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第34条において準用する法第8条)

いずれの申請者とも該当なし